



# 原油高の影響を受ける方へ 【ご案内】

鳥取県では原油価格高騰を踏まえ、「鳥取県ワンストップ相談窓口」を設置しています。

本施策集は、鳥取県及び関係機関が実施する対策をご紹介しています。ぜひご活用下さい。

## 原油価格高騰に関する鳥取県ワンストップ相談窓口

[相談体制]

相談者（一般県民、個人・法人事業者）

①相談者が電話で相談

相談

### <ワンストップ相談窓口>

フリーダイヤル(無料) 0800-200-9674

※ 最寄りの相談窓口につながります。  
※ なお、携帯・PHS・IP電話からの発信される場合は、このフリーダイヤルはつながりませんので、以下の番号に直接お電話ください。

商工労働部商工政策課	0857-26-7538
中部総合事務所地域振興局	0858-23-3985
西部総合事務所地域振興局	0859-31-9633
西部総合事務所日野振興センター日野振興局	0859-72-2083

②ワンストップ相談窓口で相談受付

回答

④担当部署より相談者に回答

③相談窓口から施策担当部署へ連絡

連携

商工政策課

福祉保健部

生活環境部

農林水産部

県土整備部

商工労働部

県庁外関係機関  
(商工団体、政府系金融機関、農協など)



# 1) 中小企業の方へ

## 鳥取県による金融支援

### 【鳥取県制度融資の支援策(原油価格高騰対策資金)】

原油価格高騰の影響を受けて収益面が悪化している中小企業者に対して、経営の安定化や、エネルギーコストに影響されない企業体質への転換・強化のための省エネルギー設備導入等に必要となる資金需要に対応する長期・低利の融資制度です。

#### ○地域経済変動対策資金「原油価格高騰対策枠」

8月1日新設

必要となる信用保証料を特例的に従来の半分程度に引下げています。

- ・ 対象者： ①原油価格高騰の影響を緩和するための対策を実施するもの
- ②原油価格高騰により経営の安定に支障が生じている者(次のいずれか)
  - ア 最近3ヶ月の売上高等が前年同期と比べ5%以上減少している者
  - イ 最近1ヶ月の売上高等とその後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込額がいずれも前年同期と比べ5%以上減少する者
  - ウ 最近1ヶ月の売上総利益率又は営業利益率が前年同期と比べ減少している者
  - エ 原油等への依存度が高いが、価格転嫁が困難なため収支が悪化している者(原油等が売上原価のうち10%以上を占める者で、原油等の最近1ヶ月間の仕入価格が前年又は前々年の同月に比べ10%以上上昇しているにもかかわらず、価格転嫁が困難なため、最近3ヶ月間又は最近1ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年又は前々年の同期と比べ上昇している者)
- ・ 使 途： 運転資金、設備資金(左の借入に併せて、借換ができる場合もあります。)
- ・ 限度額： 2億8千万円
- ・ 期 間： 10年(うち据置3年)以内
- ・ 利 率： 年1.43%(変動)
- ・ 保証料： 年0.23%~0.68%

〔問い合わせ先〕 県経済産業総室 経営支援室 0857-26-7453  
又は、最寄りの商工会議所、商工会産業支援センター  
中小企業団体中央会

# 1) 中小企業の方へ

## 関係機関による金融支援

原油価格の高騰など、社会的、経済的環境の変化などにより一時的に業績の悪化を来している場合や環境対策を図る場合に政府系金融機関のセーフティネット貸付けや環境対策に係る融資等をご利用いただくことができます。

### 【日本政策金融公庫(国民生活事業)の融資支援】

#### ○経営環境変化資金(セーフティネット貸付)

・社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業の方の経営基盤の強化を図るための融資(融資限度額 4,800万円)

#### ○環境・エネルギー対策資金(環境・エネルギー対策貸付)

・非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進ならびに公害防止および再生資源の有効利用などの環境対策の促進を図る中小企業のための融資(融資限度額 7,200万円 うち運転資金は4,800万円以内)

#### ○経営環境変化資金(生活衛生セーフティネット貸付)

・社会的、経済的環境の変化等により資金繰りに影響を受けている公衆浴場・クリーニング業等生活衛生関係営業の方の経営基盤の強化を図るための融資(融資限度額 別枠5,700万円)

#### 〔問い合わせ先〕

日本政策金融公庫(国民生活事業) 鳥取支店 0857-22-3156  
米子支店 0859-34-5821

### 【日本政策金融公庫(中小企業事業)の融資制度】

#### ○経営環境変化資金

・社会的、経済的環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している中小企業の方の経営基盤の強化を図るための融資(融資限度額 7億2,000万円)

#### ○環境・エネルギー対策資金(環境・エネルギー対策貸付)

・非化石エネルギーの導入・省エネルギーの促進ならびに公害防止および再生資源の有効利用などの環境対策の促進を図る中小企業のための融資(融資限度額 7億2,000万円)

#### 〔問い合わせ先〕

日本政策金融公庫(中小企業事業) 鳥取支店 0857-23-1641

## 1) 中小企業の方へ

### 鳥取県による新エネ・省エネ設備の導入補助

#### 【鳥取県環境対策設備導入促進補助金】(補助事業)

県内中小企業が、環境対策に取り組む上で必要となる省エネルギー・新エネルギー等設備の導入に対して補助します。

(省エネ診断を受診したうえでの設備導入に限ります。ただし、小規模企業者には別途取扱があります。)

- ・補助金上限 : 500万円(事業費下限: 200万円(小規模企業者は100万円))
- ・補助率 : 新エネルギー事業・革新的エネルギー事業・競争力強化事業 1/2  
省エネルギー事業 1/3
- ・募集期間 : 平成26年8月1日～8月20日

〔問い合わせ先〕

県商工労働部 立地戦略課 0857-26-7564

### 取引先に係る相談

#### 【下請けかけこみ寺】

下請け取引の適正化を推進することを目的として、中小企業が抱える取引上の様々な悩みの相談窓口を設置しています。(例えば、原油価格の上昇しているのに、単価の引き上げに応じてくれないなどの相談に対応)

〔問い合わせ先〕

公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-3011

### 軽油引取税の免除

#### 【軽油引取税の免除】

一定の要件に該当する場合に、軽油引取税が免除となる場合があります。

(鉄道事業・軌道事業、セメント製品製造業、木材加工業、鉱物掘採事業、石油製品製造業など)(平成27年3月31日まで)

〔問い合わせ先〕

県東部県税事務所事業税担当	0857-20-3518
県中部県税事務所事業税担当	0858-23-3109
県西部県税事務所間税担当	0859-31-9627
県西部県税事務所日野支所税務担当	0859-72-2083



## 2) 農林水産業の方へ

### 鳥取県による農業・林業支援

#### 【金融支援】

##### ○果樹等経営安定資金(制度融資)

原油価格の高騰により生産資材の調達が困難となった場合に、施設園芸等の経営の維持安定に必要な無利子資金を農協と協力して融資します。

(限度額:100万円、金利:ゼロ、返済期間:3年)

#### 【補助金支援】

##### ○みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)(補助事業)

意欲ある農家等の創意工夫を生かした取組に対して支援を行います。省エネルギー対策の取組(プラン対象部門のエネルギー消費量10%以上削減)を助成します。

(補助率:県1/3、市町村1/6)

#### 【農業技術対策支援】

省エネ技術等について、最寄りの農林局で助言・情報提供など相談に応じています。

### 国による農業・林業支援

##### ○施設園芸省エネ設備リース導入支援事業

施設園芸において、ヒートポンプや木質バイオマス等、燃油使用の削減につながる設備をリース導入する農業者を対象として、その導入に係る経費のうち1/2が補助されます。

##### ○施設園芸セーフティネット構築事業

施設園芸において使用される燃油の全国平均価格が、基準価格を上回ったときに、補てん金が交付されます。

※2つの事業いずれも、省エネ計画に基づいて、地域ぐるみで取り組むことが必要です。

#### 〔問い合わせ先〕

県東部農林事務所農林業振興課	0857-20-3552
県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	0858-72-3815
県中部総合事務所農林局農業振興課	0858-23-3163
県西部総合事務所農林局農林業振興課	0859-31-9652
県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課	0859-72-2005

### 農業・林業・漁業に係る税金の免除

#### 【軽油引取税の免除】

一定の用途(農業・林業・漁業等)に使用するための軽油の引取りについては、免税制度があります。

・農林業用・漁業用軽油の軽油引取税免除(平成27年3月31日まで)

#### 〔問い合わせ先〕

県東部県税事務所事業税担当	0857-20-3518
県中部県税事務所事業税担当	0858-23-3109
県西部県税事務所間税担当	0859-31-9627
県西部県税事務所日野支所税務担当	0859-72-2083

## 2) 農林水産業の方へ

### 鳥取県による水産業支援

#### 省エネ設備の導入に係る補助

#### 【沖合底びき網漁業生産体制存続事業】(補助事業)

○沖合底びき網漁業者が、不要となった中古船の継続利用のための機器整備経費等を助成  
(省エネ機関の購入経費 補助率:1/3、補助金上限:16,666千円)

〔問い合わせ先〕

県水産振興局水産課 0857-26-7314

### 国による水産業支援

#### 【漁業経営セーフティネット構築事業】

原油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に、漁業者に補填金を交付し、経営の安定化を図る。

〔問い合わせ先〕

県水産振興局水産課 0857-26-7314

### 関係機関による農林水産業金融支援

#### 【日本政策金融公庫(農林水産事業)の融資支援】

##### ○農林漁業セーフティネット資金

不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化等により、資金繰りに支障を来している場合等に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を融資。

(融資限度額 一般 600万円、特認 年間経営費等の3/12以内)

〔問い合わせ先〕

日本政策金融公庫(農林水産事業)鳥取支店 0857-20-2151



## 3) 建設業の方へ

### 【単品スライド条項の適用】

建設工事請負契約書第25条第5項にもとづき、特別な要因により主要な工事材料の価格が著しく変動した場合は、請負代金額の変更(燃料油:請負代金額の1%超過分)を請求することができます。

(参考)建設工事請負契約書第25条第5項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

〔問い合わせ先〕

県技術企画課 0857-26-7499

## 4) その他の支援制度

### 鳥取県社会福祉協議会による低所得世帯等への貸付制度

#### 【生活福祉資金貸付制度】(鳥取県社会福祉協議会)

低所得世帯をはじめ高齢者・障がい者世帯が、経済的自立と生活意欲の向上を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付け制度です。

貸付種類:福祉資金

(冷暖房設備の設置費用、冬期間の暖房用燃料の一括購入費用など日常生活上一時的に必要な経費を貸付けします。)

貸付限度額:50万円

貸付対象世帯:低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯

※ その他、貸付利率、保証人、償還期限等の詳細は問い合わせ先で確認ください。

〔問い合わせ先〕

お住まいの地域の市町村社会福祉協議会

鳥取県社会福祉協議会 0857-59-6333

県福祉保健課 0857-26-7144